

銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(七)

橋本明子

名古屋大学東洋史研究報告 三五号 二〇一一年三月発行

凡例

本稿は、「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(一)」「(二)名古屋大学東洋史研究報告」二七、二〇〇三・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(二)」「(名古屋大学東洋史研究報告)二八、二〇〇四」・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(三)」「(名古屋大学東洋史研究報告)二九、二〇〇五」・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(四)」「(名古屋大学東洋史研究報告)三〇、二〇〇六」・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(五)」「(名古屋大学東洋史研究報告)三一、二〇〇七」・「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(六)」「(名古屋大学東洋史研究報告)三二、二〇〇八」に続く、銀雀山漢簡の訳註

の一部である。前稿同様、底本として銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五、以下テキストと称する)を使用している。構成は、標題、原文、書き下し文、註、訳文の順序からなる。その際、原文・書き下し文における数字は簡番号、□は一字不明、…は字数不明、【】は文意より欠字を補ったもの、()は異体字もしくは通假字をそれぞれ意味する。また書き下し文に附した註は訳註者によるものであるが、必要に応じてテキストにある註釈を原註、劉海年・楊升南・呉九龍『中国珍稀法律典籍集成』甲篇第一冊(科学出版社、一九九四)の註釈を『珍稀』、早稲田大学簡帛研究会「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』の研究(六) 兵令篇」(『中国出土資料研究』一一、二〇〇七)の註釈を『早大』として紹介している部分がある。

兵令篇

一〇

兵令958

兵令958¹

(1) 原註は、この篇の文章は伝本『尉繚子』兵令篇と一致しているが、簡の形式・書体及び標題簡の形式は、「守法」等の篇と似ており、銀雀山竹書中の『尉繚子』各篇とは異なっていることから、この篇を標題木牘が記す「兵令」篇と定めたとする。原註の指摘する①簡の形式、②書体、③標題簡の形式については、十三篇「兵令」は「銀雀山簡本『尉繚子』釈文(附校注)」(『文物』一九七七―二)によると、①編繩跡が二道、②草書に近く、竹簡本『尉繚子』五篇と全く異なる書体、③「守法・守令」の標題木牘の篇名と一致する一方、竹簡本『尉繚子』五篇は①三筋、②謹嚴な隸書、③標題簡が存在しない、という違いがあるとす。これは銀雀山漢簡が書写された当時、十三篇兵令篇が竹簡本『尉繚子』とは別の書籍として認識されていたことを示している。

伝本『尉繚子』兵令篇は、戦闘における規律と、勝利を勝ち取るための原則を述べる。伝本『尉繚子』のうち比較的完全な形態を残すものとしては、唐代に収録された『群書治要』撰取『尉繚子』と、宋代に編纂された『武經七書』所収『尉繚子』がある。原註は、簡本とこの伝本二種の本文を比較検討しており、本稿でも原註の比較をそれぞれ「治要」「宋本」と略称し、各註の冒頭に参考として引く。

まず治要と宋本とで大きく異なるのは、治要が一篇にまとめられているのに対して、宋本は上篇と下篇とに分割されている点である。この点に対して湯浅邦弘氏は、標題木牘に見られる「上扁」「下扁」という篇名が、宋本『尉繚子』兵令篇の上篇・下篇に相当する可能性を指摘する(『銀雀山漢簡古逸兵書』『王兵』篇)一九九一初出、『中国古代军事思想史の研究』研文出版、一九九九、所収)。一方テキストはこの「上扁」・「下扁」を内容不明として、銀雀山漢簡『六韜』である可能性を指摘する(テキスト「編輯説明」)。湯浅氏のように理解しようとするれば、標題木牘上の「凡十三」という篇の総数と齟齬が生ずる為、賛同しがたい。また後述するよう

に、宋本にはかなり編集が加えられた跡が見えるため、宋本をより原型に近いテキストと想定するのは危険であるように思われる。

『尉繚子』という書名は『漢書』芸文志に初めて現れ、諸子雑家と兵形勢家の二カ所にその書名が記されている。その後、『隋書』経籍志、『旧唐書』経籍志、『新唐書』芸文志には雑家にのみその名が見え、兵家には見られなくなる。『尉繚子』佚文の内容には、服飾・住宅の等級規定など、古代の礼制に関するものが見られており、唐代までの『尉繚子』は、雑家として認識されていたようである。しかし、宋代、神宗の元豊年間に『尉繚子』は『武経七書』の一編として収録され、武学必読の兵書經典の一となる。他方、雑家としてその名が記されることは無くなり、もっぱら兵書として認識されてきた(李解民『尉繚子訳注』前言、河北人民出版社、一九九二)。

簡本と伝本二種を比較した結果、簡本は治要とより近いようである。宋本は、「坐陣・立陣」に対する解釈など、簡本に見られず、また治要にもない文章が多く混入している。宋本が、芸文志「兵形勢家」系統のテキストを祖としていた可能性もあるが、宋代の再構成においてかな

り内容の補強がされたのではないだろうか。これらの点から、簡文の復原には原則として治要を参考とし、宋本は全体的な内容の把握において参考としてゆく。

兵者凶器逆患(徳)、争者事之【□□□□】暴□□定仁義也、戦国所以立威侵適(敵)、弱国之所不能発(廢)959也。兵者、以武為棟、以文為□。以武為表、以文……以文為内。能審此三者、則知所以勝敗矣。960武者所以凌(凌)適(敵)分死生也、……危、武者所【□□】961適(敵)也、文者所以守也。兵之用文武也、如郷(響)之応声、而□之隨身也。兵以專壹勝、以離散敗。幟(陳)以962數必固、以疏□□。将有威則生、失威則死、有威則勝、母(無)威則敗。卒有將則斷(鬪)、母(無)將則北。963

兵なる者は凶器にして、逆患(徳)なり、争なる者は事の【□□□□】暴□□仁義を定め、戦国の威を立て適(敵)を侵す所以にして、弱国の発(廢)する能わざる所959なり。兵なる者は武を以て棟と為し、文を以て□と為す。武を以て表と為し、文を以て……文を以て内と為す。能く此の三者を審らかにすれば、則ち勝敗する所以を知るなり960。武なる

者は適(敵)を凌(凌)ぎ死生を分かつ所以なり、……危武なる者所【□□】961適(敵)なり、文なる者は守る所以なり。兵の文武を用いるや、郷(響)の声に応じ、而して□の身に随うが如きなり。兵は專壹を以て勝ち、離散を以て敗る。棧(陳)は962數を以て必ず固く、疏を以て□。將に威有らば則ち生き、威を失はば則ち死し、威あらば則ち勝ち、威母(無)くんば則ち敗る。卒は將あらば則ち斲(鬪)い、將母(無)くんば則ち北ぐ963。

(2)「兵者凶器逆惠、争者事之」【□□□□】暴□□定仁義也」に該当する部分、宋本は「兵者凶器也、争者逆德也。事必有本、故王者伐暴乱、本仁義焉」、治要は「兵者凶器也、戦者逆德也、争者事之末也、王者所以伐暴乱而定仁義也」。原註は簡文の欠字は治要によって「争者事之」末、王者伐暴乱而定仁義也」と補足できる可能性を指摘する。

鄭良樹氏(《尉繚子》斟註『竹簡帛書論文集』中華書局、一九八二)は『淮南子』道応訓や『説苑』指武篇などにもこの部分とよく似た表現があることを指摘しており、戦国から漢代の様々な書物に散見する常套句であったと

考えられる。

(3)「戦国所以立威侵適、弱国之所不能発也」、宋本「戦国則以立威抗敵相図、而不能廢兵也」、治要「戦国所以立威侵敵也、弱国所以不能廢」。

「戦国」という語は、「戦争に臨む国」という程の意であろう。佐藤直人氏「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(一)」81頁、註1参照。

(4)「兵者、以武為棟、以文為□」、宋本「治要とも」兵者、以武為植、以文為種」。

原註は「棟」・「種」の二字は形・音が近く、「種」は「棟」を誤ったのではないかとし、「棟」・「植」の二字の位置が竹簡本と伝本とで入れ替わっているのではないかとする。

「棟」とは家屋のむなぎを指し、それに対応する「植」とは、原註の引く『周礼』考工記、匠人の賈公彦疏「植は即ち柱なり」から柱と考えられ、「棟」「植」の二者で、横縦の二方向を支える建築の骨格部分を喩えているものと思われる。「武」と「文」との双方があつてこそ成立するという意であろうか。

(5)「以武為表、以文……以文為内」、宋本「武為表、

文為裏」、治要「以武為表、以文為裏、以武為外、以文為内」。

(6)「能審此三者、則知所以勝敗矣」、宋本「能審此二者、知勝敗矣」、治要「能審此二者、知所以勝敗矣」。

ここまで簡文に「以文…」の句が三度現れることから、「以武…」「以文…」の対比が三対述べられていたと推測でき、竹簡本の「三者」とはこの三対の武・文の性質を指していると考えられる。

(7)「武者所以凌適分死生也、…危、武者所【□□】適也、文者所以守也」は宋本「文所以視利害、辨安危、武所以犯強敵、力攻守也」、治要「武者所以凌敵分死生也、文者所以視利害觀安危、武者所以犯敵也、文者所以守之也」。

原註は、竹簡本は治要と近く、治要を参照すると961簡の下的一片と962簡の簡首の間には「以犯」の二字が欠けるのみであり、このような排列方法に照らせば、簡文の「武者所以凌適分死生也」と「危」の間に二十字前後の空きがあり、治要よりも十数字多いとする。(8)「兵之用文武也、如郷之応声、而□之隨身也」、宋本には該当部分無し、治要「兵用文武也、如響之応声也、如影之隨身也」。

原註は簡本「而」の下の一字の右側は「隹」あるいは「生」に従うようだとする。

『易経』繫辭上に「其の命を受くるや響きのごとく」とあり、正義に「其の命を受くるや響きのごとくとは、響ありて、人の命を受くれば、人の吉凶を報ずること響きの声に應ずるがごときなり」とある。対応の間髪いれず迅速であることを指す。簡本の「如郷之応声」はこれと類似の表現を取りつつ、間隙の無い「表裏一体であること」を指しているようである。「□□之隨身也」も治要を参照するならば、「影と体のように、分かつべからざる者」と理解でき、やはり両者が一体であることを意味しているのだろう。

(9)「兵以專壹勝、以離散敗」、宋本「專一則勝、離散則敗」とあり、「所以犯強敵、力攻守也」の後に位置する。治要は該当部分無し。

竹簡本では下文続けて「将」・「卒」の状態が述べられていることから、この「兵」とは「将」・「卒」を合わせた軍隊全体を指すものである。『珍稀』は『孫子』軍争篇、張預注「士卒専心一意」を引き、士卒の精神的団結を説くものとする。簡文では「兵」という語は「軍事・軍隊」

を指して用いられており、『珍稀』のいうように「兵士」としては理解しがたい。下文の「陳」に関する記述とともに、軍を動かす際に必要な、軍隊のまとまりとしての集中を指したのではないか。

(10)「𢇇以数必固、以疏□□」、宋本「陳以密則固、鋒以疏則達」、治要は該当部分無し。

原註は「𢇇」は簡文ではしばしば見られ、多くは「陳」として用いられるが、「戈」に従い、「申」の声に当たるので、戦陣専用の文字であろうとする。また、「数」は「密」と同義であるとする。

兵令篇971・972簡には「陳」を意味する文字として他に「伸」が見られるが、両者の使い分けについては現段階では不明である。

『司馬法』定爵篇には「大軍は以て固く；軽車、軽徒、弓矢固く禦ぐ、是を大軍と謂う。密静にして内力多き、是を固陳と謂う」とあり、軍が固くまとまって守備に当たる必要性を説く。簡文の前文が、兵の集中の有無とそれぞれの結果を説いたものであるのに対応して、ここでも陣列が固くまとまった場合と、まばらになってしまった場合を対句として述べているのではないか。

(11)「将有威則生、失威則死、有威則勝、毋威則敗」、宋本は該当部分無し、治要「将有威則生、無威則死、有威則勝、無威則敗」。

「威」が直に戦闘に際しての生き死にと関係しているとすれば、「威」とは指揮官の発する有無を言わざぬ威圧感・威厳といった感覚を指すか。

(12)「卒有将則斲、毋将則北」、宋本は該当部分無し、治要は「卒有将則鬪、無将則北」。

原註は、簡文の「斲」字の右側はわずかしか残っていないが、「戈」のようで、「斲」字の異文ではないかとする。治要との対応からもそのように推測できるため、原註に従う。

(訳文)軍事とは不吉な道具であり、道にそむいた行いであり、争いは【物事の末節である】。(しかし)【王者にとつては】暴【乱な者を征伐し】仁義を定め、戦国(戦争に臨む国々)にとつては国威を示し敵を侵略する手段であり、弱国にとつても廃止するわけにはいかないものである。軍事においては(建築に例えれば)、武とは棟木であり、文とは柱である。武とは表であり、文とは

……文とは内である。うまくこの三者について理解すれば、勝敗を分かつ理由を知ることができる。武は敵を圧倒し生死を分かつ手段である、…危…。武は敵を…する手段である、文は（自らを）守る手段である。軍事において文と武を使いこなすことは、発声と同時に響きが伝わるように、影が実体に付随してくるようなものである。軍隊は（陣列が）固くまとまることで勝利し、分散することで敗北する。戦陣は内部が密集していることで必ず堅固となり、散開していることで…。指揮官に威があれば生き残れるが、威を失うと死ぬ羽目になり、威があれば勝利するが、威がなければ敗北する。兵卒は指揮官がいれば戦うが、指揮官がいなければ逃げ出す。

…賞罰の冒（謂）也。卒畏將於適（敵）者戰勝、卒畏適（敵）於將者戰北。未戰所964以知勝敗、固稱將【□】適（敵）、【敵】之与將猶權衡也。兵以安靜治、以暴疾乱。出卒帳（陳）兵、固有恒令、行伍965之疏数、固有恒法、先…適之恒令、非追北衲邑、先後□□966…之恒令、前失後斬。兵之恒帳（陳）、有郷（向）適（敵）者、有内郷（向）者、有立帳（陳）者、有坐帳（陳）…967將与卒、非有父子之親・血□之

樹（属）・六親之私也、然而見適（敵）走之如婦、前唯（雖）有千仁（仞）之溪、折牘（脊）968…賞、後則見必死之刑。將前不能明其【□□□□】969其蔽、則敗軍死將禽（擒）卒也。□□…制、嚴刑罰□970賞、全功發（伐）之得、伸（陳）斧越（鉞）、飭章旗、有功必□、犯令必死。及至兩適（敵）之相起（距）、行伸（陳）薄近971

…賞罰の冒（謂）いなり。卒の將を適（敵）より畏るれば戦いて勝ち、卒の適（敵）を將より畏るれば戦いて北ぐ。未だ戦わずして964勝敗を知る所以は、固より將を【□】適（敵）に称り、【適（敵）の】將に与けるは猶お權衡のごときなり。兵は安靜を以て治まり、暴疾を以て乱る。卒を出し兵を帳（陳）ぬるに、固より恒令あり、行伍965の疏数に、固より恒法あり、先…適の恒令、北ぐるを追い邑に衲るに非ず、先後□□966…の恒令は、前、失すれば後、斬る。兵の恒帳（陳）は、適（敵）に郷（向）かう者有り。内郷（向）する者有り、立帳（陳）する者有り、坐帳（陳）する有り…967將と卒は、父子の親・血□の樹（属）・六親の私有るに非ざるなり。然り而うして適（敵）を見て之に走る事帰するが如く、前に千仁（仞）の溪、折牘（脊）

……有ると唯（雖）も968、……賞、後に則ち必死の刑を見せばなり。将は前に不能明其【□□□□□□】969其敵、則ち軍を敗られ将を死され卒を禽（擒）とさるるなり。□□□□……制、刑罰を厳しくし、□970賞、功発（伐）の得を全うす、斧越（鉞）を伸（陳）ね、章旗を飭え、功有れば必ず□し、令を犯せば必ず死す。両適（敵）の相い起（距）り、行伸（陳）の薄近するに至るに及び971、

(13) 「……賞罰之謂也」、宋本は無し、治要「有将則死、無将則辱。威者、賞罰之謂也」。

原註は「毋将則北」と「賞罰之謂也」の両句の間には約十字の空きがあり、治要と字数が合うとする。

原註の言うように、竹簡本の欠字部分に、治要の「有将則死、無将則辱。威者」のような内容が記されていた可能性は高いと思われるが、欠損が多く確認できない。

(14) 「卒畏将於適者戦勝、卒畏適於将者戦北」、宋本「卒畏将甚於敵者勝、卒畏敵甚於将者敗」とあり、「鋒以疏則達」の句の後に位置する。治要「卒畏将甚於敵者戦勝、卒畏敵甚於将者戦北」。

「畏」について、『尉繚子』攻権篇に「夫れ民に両畏無

し。我を畏るれば敵を侮る。敵を畏るれば我を侮る。侮らるる者は敗れ、威を立つる者は勝つ」とあり、将の心得として「畏」の必要性を説いている。

(15) 「未戦所以知勝敗、固称将【□】適、【敵】之与将猶権衡也」、宋本「所以知勝敗者、称将於敵也、敵与将猶権衡焉」、治要「夫戦而知所以勝敗者、固称将於敵也、敵之与将也、猶権衡也」。

原註は、965簡の断裂による欠字を伝本により「適」であるとする。

『珍稀』によると「権衡」の「権」とは秤に用いる錘であり、「衡」は秤の棹を指し、棹の両端に小盆を吊し、計量の際にはその両端が水平になるようにする。現在の天秤ばかりのようなものであり、実物は先秦時代のものが湖南省博物館に所蔵されているとする。『中国古代度量衡図集』（文物出版社、一九八一）には、『珍稀』のいう竿の両端に皿を設ける形の天秤ばかりを見ることができ、簡文の敵と将の畏れを比べるという内容から見ても、ここでの秤は天秤ばかりであると思われる。

「【敵】之与将猶権衡也」の「之与」の用法について、楊樹達『詞詮』与では「於」と通じるとし、これが二つ

のもの関係を表す用法であるとして、例として『史記』商君列伝「秦の魏に於けるは譬えば人に腹心の疾有るが若し（秦之与魏譬若人有腹心之疾）」を引く。「魏において秦は、人の腹心の病のようなもの」との意であり、ここからすれば、竹簡本の「【敵】之与将猶権衡也」とは、「将において敵とは天秤ばかりのようなもの」との意であり、おそらくは「卒」の「将」への「畏」を測るのが、「権衡」である「敵」の存在ということになる。

(16)「兵以安靜治、以暴疾乱」、宋本「安靜則治、暴疾則乱」、治要は該当部分無し。「兵以安靜治」から「有坐戦……」までの簡本965～967簡部分は治要本には見られない。

「兵以安靜治」について、『尉繚子』攻権篇に「兵は靜を以て勝ち、国は專を以て勝つ」、また『三略』上篇に「将能く清く、能く靜か、能く平らか、能く整い、……能く軍權を制す」と、類似した表現が見られる。軍の平靜を守る事が、統率者の必須条件であったことが分かる。(17)「出卒戟兵、固有恒令、行伍之疏数、固有恒法」、宋本「出卒陳兵、有常令、行伍疏数、有常法」。

原註は簡本の「恒」字が宋本では「常」となっている

点について、漢代に文帝劉恒の諱を避けたものとする。

銀雀山漢簡に見える忌避について影山輝國氏は、銀雀山漢簡では邦（高祖名）・盈（惠帝名）・啓（景帝名）・徹（武帝名）字が散見することから、漢代には上書以外の文書では避諱を気にしていなかったとする（『漢代避諱に関する若干の問題について』『東洋文化研究所紀要』一四四、二〇三）。簡文の「恒」字も、避諱との関係は不明である。

「疏教」については、市法篇には「広狭」の意として見える（拙稿『銀雀山漢簡』『守法守令等十三篇』訳註（四）151頁、註3参照）。ここでは密集の度合いを指すか。(18)「先……適之恒令、非追北衲邑、先後□□……之恒令、前失後斬」、宋本「先後之次有適宜。常令者、非追北襲邑攸用也。前後不次則失也、乱先後、斬之」。

原註は簡本の「適」は「敵」の仮借ではないかとする。また「衲」字は、音の「内」と「入」が通仮字であり、「入」「襲」の古音が近いことから「襲」と読む可能性を指摘する。

『淮南子』修務訓「九攻して墨子之を九卻し、入るる能わず」高誘注「入は猶お下すが」ときなり」とあり、

簡文の「衲邑」は「邑に入り、制圧することと解釈できるのではないか。

行軍中の規律について、上孫家塞漢簡には「 \square 干行、五百將斬、以曲干行、候斬、以部干行、司馬斬、以校干行、軍尉斬」(44、56、27、232、218、354簡)とあり(上孫家塞漢簡積文は『上孫家塞漢晋墓』第三章、第十節木簡、文物出版社、一九九三)、この「干行」について久保田宏次氏は「軍列を干す^{おか}こと」を指し、それぞれの単位における指揮官は自己の指揮する部隊について責任を負い、「干行」行為が行われた場合には斬刑に処せられたとする(『青海省大通県上孫家塞一一五号漢墓出土木簡の考察』特に漢代の部隊編成を中心として――『駁台史学』七四、一九八八)。簡文の「前・後」との関連は不明であるが、簡文もそのような処罰規定に基づいた記述と思われる。

(19)「兵之恒戢、有郷適者、有内郷者」、宋本「常陳皆向敵、有内向、有外向」。

原註は、竹簡本「郷」は「向」であり、「有郷適者」とは「有外向」を指すとす。

簡本は敵に直面する「郷適者」と、自軍の状況を把握

する「内郷者」の二者と理解できるだろう。

(20)「有立戢者、有坐戢……」、宋本「有立陳、有坐陳」。原註は宋本はこの後に「夫内向所以顧中也、外向所以以備外也、立陳所以行也、坐陳所以止也。立坐之陳、相參進止、將在其中。坐之兵劍斧、立之兵戟弩、將亦居中。善御敵者、正兵先合而後扼之、此必勝之術也」の一段が続くが、治要本には無く、竹簡中にも類似した文章は見つかっていないことを指摘する。

宋本は立陣を行軍の陣で、戟や弩といった兵器を用いるとし、坐陣を停留させるための陣とし、劍や斧を用いると理解している。しかし秦始皇帝兵馬俑中には、跪いて弩を構える射人俑など、宋本の理解とは異なる状況が残されている。簡文は断簡でもあり、宋本のような内容があつたかは不明であるため、宋本のような解釈はとらない。

(21)「將与卒、非有父子之親・血 \square 之樹・六親之私也」、宋本には該当部分無し、治要「將之於卒也、非有父母之惻・血膚之属・六親之私」とあり、「敵之与將也猶權衡也」の後に位置する。

原註は簡本の「血」の下の字は、上部が二つの「大」

に従い、下部は「目」に従うようだがこのような字は知られていないとする。

『説文』には二つの「犬」に従う字として「獄」などがあるが、いずれもこの部分の意には合わない。写真版を見ると、下部の「目」の最下部の横線は左右から中央に伸ばされているように見え、「月」のようにも見える。これが「にくづき」であれば、治要のように「血膚」や、「血脈」などであった可能性もあるかも知れない。

(22)「然而見適走之如婦、前唯有千仁之溪、折贖……賞、後則見必死之刑」、宋本は該当部分無し、治要「然而見敵走之如婦、前雖有千刃之谿、不測之淵、見入湯火如蹈者、前見全明之賞、後見必死之刑也」。

原註は「贖」は、「責」と「脊」の古音が近かったことを根拠に「脊」と読むとする。

969簡は上下が大きく欠けているが、治要の文字数と竹簡本に残存する文字を勘案してみると、竹簡本「賞」字の前には治要の「之淵、見入湯火如蹈者、前見全明之」の十四字が相当する。969簡上部にこの十四字を当てると、編綴跡が他の簡における下部の編綴位置とほぼ相当する。とすると「折贖……」の部分は「不測之淵」に相

当し、完全には対応しないが、簡本に治要と類似した表現が存在した可能性はあろう。

(23)「将前不能明其【□□□□□□】其嚴、則敗軍死将禽卒也」、宋本・治要本ともに該当部分なし。

原註は上文により、「将前不能明其賞、後不能□其嚴」と補う事ができるだろうとする。

(24)「□□……制、嚴刑罰□□賞」、宋本には該当部分無し、治要「将之能制士卒、其在軍营之内、行陣之間、明慶賞、嚴刑罰」。

970簡は一部、治要本との対応が見られる。これまでの簡本と治要本の類似性から、「制」の前の十七字程度の欠字部分には、治要のように軍を統率する際に必要な報賞や規律に関して述べられていたのではないか。

(25)「全功発之得」、宋本・治要ともに該当部分無し。

原註は「発」を「伐」と読み、『荀子』臣道篇「功伐以て国の大利を成すに足る」及び楊倞注「戦功を伐と曰う」を引いて「功発」を「戦功」と理解している。

「得」は、『漢書』項籍伝「吾、公の得と為らん」とあるように、「利益」の意と考えられる。

原註のように「功発」を「戦功」とすると、「功発の得」

とは「戦争の手柄による利益」となり、それを「全うする」とはどのような意かわかりにくい。「功」は十三篇王兵篇872簡に「定所欲功（攻）伐国」と見え、テキストは「功」を「攻」と解釈している。ここから本簡の「功発」は「攻伐」と読めるのではないかと思われる。「攻伐」は『国語』周語上「攻伐の兵有り」とあり、討伐、攻撃の意と考えられる。簡文は「戦闘によって生まれた利益を完全にする」との意であろうか。

(26)「伸斧越、飭章旗」、宋本「陳之斧鉞、飾之旗章」、治要「陳斧鉞、飾章旗」。

「斧越」については、『尉繚子』将令篇に「將軍命を受くるは、……君身ら斧鉞を以て將に授く」とあり、この斧鉞をもって、軍令を遂行しない者、職分を超える者を罰せよとの内容が続く。簡文の「斧越」も軍法の遵守を説いたものだろう。

「旗章」については、守法篇781簡（佐藤直人「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註（一）」90頁）註3参照。

(27)「有功必賞、犯令必死」、宋本「有功必賞、犯令必死」、治要「有功必賞、犯令必死」。

簡文の欠字は「賞」と補えるであろう。

(28)「及至兩適之相起、行伸薄近」、宋本は該当部分無し、治要「及至兩敵相至、行陣薄近」。

『珍稀』は「春秋左氏伝」僖公二十三年「薄りて之を覲る」杜預注「薄は迫なり」を引き、「薄近」を「迫近」と読む。

『六韜』動靜篇「兵を引きて深く諸侯の地に入り、敵の軍と相い当たり、兩陳相い望み、…敵人をして遂に走らしめんと欲す」とあり、兩軍が相見えるも、未だ戦闘は始まっていない状態について述べている。簡本も、兩軍が相見え、一触即発の状態を指しているようである。

(訳文) ……賞罰のことである。兵卒が指揮官を敵以上におそれている場合は、戦って勝利するが、兵卒が敵を指揮官以上におそれている場合は戦って逃げ出してしまふ。戦闘前に勝敗を知る所以は、まず指揮官（に対しておそれ）と敵（に対しておそれ）を引き比べることであり、敵とは指揮官にとってあたかも（おそれを測る）天秤ばかりのようなものである。軍隊は（指揮官が）冷静であれば治まり、性急であれば乱れる。兵卒を出して陣列を布くのは、そもそも常令があり、軍隊の排列の密

集・散開の度合にはもととも常法があり、先……敵の常令では、逃げる者を追ひ、邑に侵入制圧するのではなく、先後……の常令では、前軍が任務を遂行できなくなれば、後軍がそれを斬る。軍隊の通常の陣立てには、(外に向いて) 敵に対している者があり、内に向いて (自軍の状況を把握して) いる者があり、起立の姿勢をとる兵があり、跪く兵があり、……。指揮官と兵卒の間は、父子のような親しみ、血□のつながり、六親のような同胞意識は持たないが、しかし敵を発見して家に帰るかのように立ち向かつて行く者は、目前に千尋の谷、折脊……があつたとしても、賞……後に必ず死刑となると示していればこそである。指揮官は先に【賞】を明らかにすることができず、【後に】敵【……にすることができなければ】、軍は敗れ指揮官は殺され卒は捕らえられてしまうのである。(指揮官がうまく兵卒を統率し、軍営の内や陣列の間にあつて)、刑罰を厳しくし、賞を(明らかにすれば)、戦闘により生まれた利益は完全なものとなる。斧鉞を陳列し、旗さしものをならべ、戦功があれば必ず(賞をあたえ)、軍令を犯せば必ず死刑とする。両軍が互いに向かい合い、陣列が接近するに至り、…

……有天下之善者、不能御大鼓之後矣。出卒伸(陳)兵、行伸(陳)972視適(敵)、章旗相望、矢弩未合、兵刃未接(接)、先譎者虚、後譎胃(謂)之実、不譎胃(謂)之閑。【閑】実【□□】973也。諸県去軍百里者、皆為守禦之備、如居辺之一城974……也。有令起軍、将吏受鼓旗975……後其将吏出於県部界……□述(遂)亡不従其将吏、比於亡軍。父母976

……天下の善くする者有り…、大鼓の後を御する能わず。卒を出し兵を伸(陳)ね、行伸(陳)972適(敵)に視し、章旗相い望み、矢弩未だ合わさず、兵刃未だ接(接)せざるに、先に譎ぶ者は虚、後に譎ぶは之を実と胃(謂)い、譎はざるは之を閑と胃(謂)う。【閑】実【□□】973なり。諸県の軍を去ること百里なる者は、皆な守禦の備えを為し、居辺の(城)の如く974……なり。令有りて軍を起こすに、将吏鼓旗を受け975……其の将吏に後れて県の部界より出づ……□述(遂)に亡げて其の将吏に従わざるは、亡軍に比す。父母976

(29)「……有天下之善者、不能御大鼓之後矣」、宋本「存

亡死生、在枹之端。雖天下有善兵者、莫能禦此矣」治要
「將提枹而鼓之、存亡死生、在枹之端矣。雖有天下善兵者、
不能圖大鼓之後矣」。

「大鼓」とは、『尉繚子』勅卒令に「金・鼓・鈴・旗、
四つ各おの法あり。之れを鼓すれば進み、重ねて鼓すれば
撃つ」とあり、軍に前進を命ずる際に用いられるもの
である。簡文は出撃の指示を出した後には、命令・指揮
の変更等を行おうとしても、制御できなくなってしまう
うことを述べているのであろう。

(30) 「出卒伸兵、行伸視適、章旗相望」、宋本・治要と
もに無し。竹簡本のこの句以降は治要には無し。

(31) 「矢弩未合、兵刃未接」、宋本「矢射未交、長刃未接」。

(32) 「先譎者虚、後譎胃之实、不譎胃之閉」【閉】実【閉】
也、宋本「前譎者謂之虚、後譎者謂之实、不譎
者謂之秘。虚实者兵之体也」。

原註は簡本の「閉」字の下にはもともと重文記号があっ
たとする。原註はまた、甌忍堂『重刻武経七書』本では「虚
実、秘者、兵之体也」となっていることから、簡本の末
句は「閉」、実、【虚、兵体】也」と補う事ができると
する。原註は更に、宋本兵令篇はこの句が上篇の最後の

一句となっているが、簡本では句末の「也」字に続けて
宋本下篇の冒頭の句が一簡に続けて書かれていることか
ら、「兵令」を上下に分けていないことを指摘する。

(33) 「諸県去軍百里者、皆為守禦之備、如居辺之一城
……也。有令起軍、将吏受鼓旗……」、宋本「諸去大軍
為前禦之備者、辺県列候、各相去三五里。聞大軍為前禦
之備、戰則皆禁行、所以安内也。内卒出戍、令将吏授旗
鼓戈甲」。

原註は974簡と975簡を一簡として綴合し「如居
辺之一城也」と読む可能性を指摘している。しかしそう
であれば「有令起軍」の「令」字と「起」字の間に編綴
の痕跡が認められるであろうが、写真版・模本ともその
様な跡は見られない。このため、テキストの通り、断裂
部分として読んでおく。

「諸県去軍百里」について、百里「以内」か「以遠」
かによつて理解が異なるが、ここでは仮に「以遠」とし
て解釈する。『孫子』軍争「日夜處らず、道を倍して兼
行し、百里にして利を争えば、三將軍を擒にせられ、勁
きは先だち、罷るるは遅れ、其の法十が一にして至る」
とある。ここからするならば、「去軍百里」は急に駆け

つけるにはかなり厳しい距離ということになる。普段から警戒を怠らないように、との警告であろうか。

「将吏受鼓旗」について、『淮南子』兵略訓に「凡そ國に難有れば、君官より將を召し……將軍命を受くれば……吉日を卜いて以て鼓旗を受く」とあり、戦闘に先立ち、將が鼓旗を授けられる記述がある。

「将吏」について、漢代辺境には際・候・候官・都尉府などの機関があり、そこにそれぞれの武官、また候以上の機関には文官も存在していた（藤枝晃「長城のまもり」『自然と文化』別編Ⅱ遊牧民族の研究、一九五五）。この簡の「将吏」とはこうした武官と文官を総称したもののか。

(34)「……後其将吏出於県部界……」、宋本「発日後將吏及出県封界者、以坐後戍法」。

原註は974簡と975簡の綴合により、975簡と976簡の間の欠字数を4字分とすることが可能とするが、註33の理由により、こゝも字数不明のままとする。

(35)「……□述亡不従其将吏、比於亡軍。父母、宋本「兵戍辺一歳遂亡不候代者、法比亡軍。父母妻子知之、与同罪。弗知、赦之」。

原註は「述」と「遂」は古音が近く、簡本は「遂」の仮借として「述」を使用したとす。

「比」とは文献史料にも多くみられる「決事比」のよなものである。『早大』は「律文に規定がない場合に他の規定に準じて刑罰を当てること」とする。現代の判例であろう。「亡軍」は『三国志』魏志、高柔伝「旧法に、軍征士亡は、其の妻子を考竟す」とある。簡文の「父母」も、宋本と同じく連座に関する規定であった可能性が考えられる。

(訳文)……天下の（軍事に）長けた者がいた（としても？）、大鼓で前進の号令を出したあとは、（命令の変更等を伝達しようとしても）制御できなくなってしまう。軍隊を展開し、隊列を敵陣に示し、旗さしものが望見し合い、まだ矢弩も発せず、刃も交えていないのに、先んじて（鬨の）声をあげるのは虚、後れてあげるのは実、あげないのは閉という。【閉・実・……】である。諸県で軍から離れること百里（約42km）であるものは、みな防御の用意をすること、辺境の一城と同様に対応する、……。命令が下り軍事を起こす際、將や吏は鼓・旗……

を受ける。……その将・吏に後れて県の部界を出発する者は……。……(卒が)遂に逃亡してその将・吏に従わない者は、亡軍(軍隊より逃亡する)の罪に則つて処罰する。父母……

……後將吏至大將之所一日、□□□□977……吏戍一歲。戰而失其將吏、及將吏戰而死、卒独北而環(還)、其法当尽斬之。將吏將其卒北、978斬其將□□□□□□三歲。軍大戰、大將死、□□□□五百以上不能死適(敵)者979皆当斬。及大將左右・近卒在□□□□者皆当斬。……奪一功、其母(無)【□□□□】三歲。980……軍功者戍三歲、得其死(屍)罪赦。卒逃歸及……軍之傷□□也。国之大費也。而981將不能禁止、此内自弱之道也。名在軍而実居於家、□□□□不得其実、982……□□吏以其糧為饒、而身実食於家。有食一人軍之名、有二983実之出、国内空虚尽渴(竭)而外為歲曷内北之數也。能止逃歸、禁亡軍、□□兵之一勝也。使仕984伍相連也、明其985……令嚴信、功発(伐)之賞□□986……内、能杀987其少半者力加諸侯、能杀其什一者【□□□□】卒。臣聞百万之衆而不戰、不如万人之尸。万人而988不死、不如百人之鬼。【□□□□□□】信比四時、令嚴如斧越(鉞)、利如

干漿(將)、而士卒有不死989用者、未嘗之990……

……將吏に後れて大將の所に至ること一日、□□□□977……吏、戍すること一歲。戰いて其の將吏を失う、及び將吏戰いて死し、卒独り北げて而して環(還)らば、其の法は尽く之を斬に當つ。將吏其の卒を將いて北ぐれば978、其の將□□を斬……□□□□□□三歲。軍大いに戰い、大將死し、□□□□五百以上適(敵)に死す能わざる者は979皆な斬に當つ。及び大將の左右・近卒の□□□□に在る者は皆な斬に當つ。……一功を奪い、其の母(無)【□□□□□□】三歲980。……軍功者戍すること三歲、其の死(屍)を得れば、罪、赦す。卒、逃歸し及……軍の傷□□なり。国の大費なり。而るに981將、禁止する能わざるは、此れ内に自ら弱むるの道なり。名は軍に在りて實は家に居り、□□□□其の實を得ず982……□□吏、其の糧を以て饒と為し、而るに身、實は家に食む。一人を軍に食ますの名有りて、二983実の出有るは、国内、空虚にして尽渴(竭)し外に歲曷し内北を為すの數なり。能く逃歸を止め、亡軍を禁ずるは、□□兵の一勝なり。仕984伍をして相い連ねしめ、明其985……令嚴信、功発(伐)之賞□□986……内、能く其の少半を杀す987者は、力、諸侯

に加わり、能く其の仕に一を杀す者は【□□】□卒⁵¹。臣聞く、百万の衆にして戦わざるは、万人の尸に如かず。万人にして988死せざるは、百人の鬼に如かず。【□□□□□□】信は四時に比し、令の嚴なること斧越（鉞）の如く、利なること干槩（将）の如くして、而して士卒の用に死せざる989者有りて、未だ嘗て之990……

(36)「……後将吏至大将之所一日、□□□□……吏戍一歳」、宋本「卒後将吏而至大将所一日、父母妻子尽同罪。卒逃婦至家一日、父母妻子弗捕執及不言、亦同罪」。

軍隊が期限内に遅れる例と言えば、『史記』の陳勝の記事が想起される。陳勝世家には「期を失えば、法は皆な斬」とある。簡文は断簡であり、陳勝世家の例と符合するかは不明であるが、宋本のように父母の連座が想定されているとすれば、かなり重い刑であったと思われる。

「大将」について、『史記』淮陰侯伝には、漢王の元から逃亡しようとした韓信を引き留めるためには、「将」ではなく「大将」とすべきとの漢王と蕭何との問答があり、「大将」とは、並み居る「諸将」とは格の違う将である事が分かる。

(37)「戦而失其将吏、及将吏戦而死、卒独北而環、其法当尽斬之」、宋本「諸戦而亡其将吏者、及将吏棄卒独北者、尽斬之」。

宋本では、将吏に関する記述と捉えられているが、簡文前段の内容も「卒」に関わる規定であり、この部分も「卒」を対象とした記述と考える方が妥当ではないかと思われる。

(38)「将吏将其卒北、斬其将□□□□□□三歳」、宋本「前吏棄其卒而北、後吏能斬之而奪其卒者賞、軍無功者戍三歳」。

(39)「軍大戦、大将死、□□五百以上不能死適者皆当斬」、宋本「三軍大戦、若大将死而従吏五百人已上不能死敵者斬」。

宋本は「五百」を人数とするが、『後漢書』宦者列伝、曹節伝に「越騎の營の五百の妻に美色有り」とあるように、人数ではなく役職（あるいは階級）としての「五百」が存在することが分かる。また上孫家蕃漢簡には「色別五百以旃上齒色別士吏以下旃下齒色別什以肩章別伍以肩左右别士以肩章辱色別」（374簡。釈文は前掲註18参照）とあり、また「□千行、五百将斬、以曲

干行、候斬、以部干行、司馬斬、以校干行、軍尉斬」(44、56、27、232、218、354簡。同上)とあることから、司馬や軍尉に連なる武官であったと思われる。(40)「及大将左右・近卒在□□者皆当斬」、宋本「大将左右近卒在陳中皆斬」。

「左右・近卒」は、大将の側において大将戦死の時、共に討ち死にできなかった者と考えるならば、「左右」とは側近であり、「近卒」とは戦闘時大将の近くにいた護衛の卒、と考えるべきか。

(41)「……奪一功、其母【□□□□】□三歳」、宋本「余士卒有軍功者奪一級、無軍功者戍三歳」。

「奪」「功」とは「功」を「奪」うことを指すか。「奪功」については、これまでに具体的な例は知られていないが、大庭脩氏によれば、「功」はひとつ、ふたつと計数可能であった(「漢代における功次による昇進」一九五三初出、『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二)。そうであれば「功」が「一」つ、二つと個数をもって「奪」われる場合があった可能性も考え得るだろう。

(42)「……軍功者戍三歳、得其死罪赦」、宋本「戦亡伍人、及伍人戦死不得其屍、同伍尽奪其功。得其屍、罪皆赦」。

『早大』は「戍く歳」は秦律・漢律に散見する用語で、一定期間、辺境防備に従事する罰則とする。

「戍」がどのような場合に行われたかは不明な点が多いが、「不当稟軍中而粟者、皆賞二甲、法(廢)。非吏毆(也)、戍二歳。徒食・敦(屯)長・僕射弗告、賞戍一歳。令・尉・士吏弗得、賞二甲」(秦律雜抄11:12簡。釈文は『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇)や「……奪其將爵一級(級)、免之、毋爵者戍辺二歳」(張家山漢簡二年律令143簡。釈文は『張家山漢墓竹簡』文物出版社、二〇〇一)、「盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智(知)、士吏・求盜皆以卒戍辺二歳、令・丞・尉罰金各四兩」(張家山漢簡144簡。同上)などからすれば、官吏ではない者、或いは下級官吏や無爵者といった、比較的身分の低い者が想定されている。であるならば簡文の「三歳」も「將吏」に掛かるのではなく、「卒」に関する記載かも知れない。

簡文の「軍功者戍三歳」は、有功者についての記述とは考えにくい。上の欠字部分に「無」字などが入り、無功者についての罰則が記されていたのであろう。

(43)「卒逃帰及……軍之傷□也、国之大費也。而將不能

禁止、此内自弱之道也」、宋本には無し。

(44)「名在軍而実居於家、□□不得其実」、宋本「軍之利害在国之名実。今名在官而実在家、官不得其実、家不得其名。撃卒為軍、有空名而無実。外不足以禦敵、内不足以守国。此軍之所以不給、將之所以尊威也」。

「早大」は、「名」とは軍の名籍を指す可能性をあげる。が、この文章は軍法に関する法律文書などではなく、一般論として書かれているようであるため、「名籍」に限定せず、広く「名」、「名目」として解釈する。

(45)「……□吏以其糧為饒、而身実食於家」、宋本「臣以謂卒逃帰者、同舍伍人及吏罰入糧為饒、名為軍実」。

「饒」について『説文』は「饒は飽なり」としている。軍糧を余らせた場合の記述であろう。

(46)「有食一人軍之名、有二実之出」、宋本「是有一軍之名而二実之出」。

「二実之出」とは、逃亡した卒が自分の家で一人分の食糧を消費し、また軍より支給されるその卒の分の食糧を周囲の者が懐にするので、国家にとつては「一人を軍で養う名目で、実際は二人分の食糧を消費している」との意だろう。

(47)「国内空虚尽竭而外為歳曷内北之数也」、宋本「国内空虚自竭、民歳曷以免奔北之禍乎」。

「歳」については『左伝』哀公十六年「国人の君を望むこと歳を望むが如し」の杜預注「歳は年穀なり」とあるように、民の一年間の收穫を指すのだろう。

「曷」について、「竭」同様な意で解釈できそうであるが、近接する位置に異なる字形が使われている点が奇妙である。しかしこの点について銀雀山漢簡、十三篇王法篇901簡では、「余」と「餘」が同一簡上に記載されており、兵令篇でも「𠄎」・「伸」が「陣」字として用いられるなど、略字・偏旁の使用法には無頓着である印象を受ける。「曷」も「竭」の省略形と考えて良いだろう。

「内北」の「内」について、守法守令篇809簡において「退」の仮借として「芮」が用いられている例より、この「内」も「退」の仮借の可能性が考えられる(仲山茂『銀雀山漢簡』守法守令等十三篇』訳註(一)108頁、註10参照)。

(48)「能止逃帰、禁亡軍、□兵之一勝也」、宋本「今以法止逃帰、禁亡軍、是兵之一勝也」。

「一勝」とは、総合的な勝利に到る為のひとつひとつ

の段階的勝利を指すのだろう。

(49) 「使什伍相連也、明其……令敵信、功發之章□□……」、宋本「什伍相聯、及戰鬪則卒吏相救、是兵之二勝也。能將立威、卒能節制、号令明信、攻守皆得、是兵之三勝也」。「什伍相連」について、簡文は軍に関する規定であり、郷里における「什伍」とは別のものと考えられる。『尉繚子』兵教下篇は「人君に必勝の道有り。故に能く广大を并兼し、以て其の制度を一にすれば、則ち威天下に加わること十二有り。一に曰く連刑。保伍を同罪にするを謂うなり。……三に曰く全車。甲首相附き、三五相同じくし、以て其の聯を結ぶを謂う」という。これらからすれば、「什伍相連」とは単に什伍を編成することを述べたものではなく、什伍の連帯責任・連座について述べたものだろう。

久保田宏次氏は上孫家塞漢簡の検討から、漢代の各部隊は五人からなる「伍」を最少の単位として、それを二組合わせた「什」として編成し、五組の「什」を「隊」として「士吏」が率い、またこの「什」の構成員を「卒」としたとする（前掲註18参照）。簡文もこうした「隊」の編成について述べたものか。

(50) 「…内、能杀其少半者力加諸侯」、宋本「臣聞古之善用兵者、能殺卒之半、其次殺其十三、其下殺其十一。能殺其半者威加海内、殺十三者力加諸侯」。

原註は『太平御覽』卷296は『尉繚子』のこの部分を引くが、「殺十三」の「殺」の下に「其」字が入る。「十三」とは十分の三で、「少半」と同様の意味であるとする。「少半」は「睡虎地秦簡」秦律十八種、倉律に「食鉅囚、曰少半斗」とあり、整理小組は「三分の一斗」と注している。簡文もおよそ三分の一を指すと思われる。

十三篇では、王者・霸者・中国・小国（市法篇875簡）、帝者・王者・霸者・諸侯（王法篇920簡）、王・霸・存・亡（田法篇932簡）といったランク付けがみられるが、宋本等からすれば「杀其少半者」は覇者に相当する。(51) 「能杀其什一者」□□□卒」、宋本「殺十一者、令行士卒」。

原註は『太平御覽』卷296引『尉繚子』では「殺」字の下に「其」字があり、簡文と一致していることを指摘する。

前述の十三篇での格付けからすれば、諸侯や中・小国等がこれに相当すると思われる。

(52) 「臣聞百万之衆而不戰、不如万人之尸」、宋本「故曰百万之衆不用命、不如万人之鬪也」。原註は『太平御覽』卷296引『尉繚子』が宋本「鬪」を「尸」に作り、その下の「也」字が無い点で竹簡本と一致することを指摘する。

「尸」について、『釈名』釈喪制に「既に死定まるを尸と曰う。：骨節解舒し、復た自ら斂むるに勝う能わざるなり」とあり、また『白虎通』崩薨に「尸の言為るは、陳なり。氣を失い、神を亡い形体独り陳ぶ」とある。つまり、人が死んだ後の死体を指す。

(53) 「万人而不死、不如百人之鬼」、宋本「万人之鬪不如百人之奮也」。

原註は『太平御覽』卷296引『尉繚子』が「万人不死、不如百人之賊」に作ることを指摘する。

「鬼」は『礼記』祭義に「衆生必ず死し、死せば必ず土に帰る。此れを鬼と謂う。骨肉下に斃れ、陰れて野土と為る。其の気は上に發揚して昭明と為る。焄蒿悽愴たるは、此れ百物の精なり。神の著るるなり」とあり、人が死に、埋葬されて肉体が土となった後、魂魄として現れたものを言うと思われる。

(54) 「□□□□□□」信比四時」、宋本「賞如日月、信如四時」。

原註は『北堂書鈔』卷113引『尉繚子』が「君賞明日月、信比四時」に、また『太平御覽』卷296引『尉繚子』が「賞明如日月、信比如四時」に作ることを指摘し、簡文でこの下に「令嚴如斧越」とあることからすれば「信比四時」の上の欠字が「賞明如日月」であろうとする。「賞明如日月、信比四時」「令嚴如斧越、利如干漿」の対句をとるのだろうか。

(55) 「令嚴如斧越」、宋本「令如斧鉞」。

原註は宋本は「令」字の下に「嚴」字のないものの、『太平御覽』卷296・『北堂書鈔』卷113引『尉繚子』では「嚴」字があり、竹簡本と一致することを指摘する。「斧鉞」について、『國語』魯語上に「大刑は甲兵を用い、次は斧鉞を用い、中刑は刀鋸を用い、其の次は鑽管を用い、薄刑は鞭扑を用い、以て民を威すなり」とあり、韋昭は斧鉞に注して「軍戮なり。書に曰く、後至者は斬」とする。「令嚴如斧鉞」とは、軍令が死刑に用いる斧鉞のように厳しく律することをいうのだろうか。

(56) 「利如干漿」、宋本「制如干将」。

原註は『北堂書鈔』卷113引『尉繚子』が「兵利乎干将」に作ることを、また宋本の「制」字が「利」字の誤りである可能性を指摘する。『太平御覽』卷296引『尉繚子』にはこの部分は無し。

「干将」は莫邪と並び称される呉の名剣の名とされるが、王念孫『広雅疏証』は「干将・鑌鉞は劍なり」において「案ずるに、…干将・莫邪は皆な利刃の貌、故にまた劍戟の通称と為す」とする。簡文の「干将」も固有名詞としてではなく、一般名詞としての意である。「斧鉞」と並列されることから、劍戟に通じて用いられるものと考えられる。「利如干将」とは、鋭くポイントを突いて、的確に軍令が行き届いている様子を指すのだろうか。(57)「而士卒有不用者、未嘗之……」、宋本「士卒不用命者、未之有也」。

原註は『北堂書鈔』卷113引『尉繚子』が「而士卒有不用者、未嘗聞也」に作り、『太平御覽』卷296引『尉繚子』が「士」字を「出」字に誤るほかは同文であることを指摘する。

「用」は、『国語』晋語九、「敗用無し」、韋昭注「用は兵用なり」とある。簡文の「用」も軍事関連の任務を指

すか。

(訳文) ……(卒が) 大将の陣所に到着するのが将・吏より一日以上遅ければ……。……吏……成一歳。戦闘において将・吏を失う、及び将・吏が戦闘で死亡し、卒だけが逃げ帰れば、法律ではみな斬刑とする。将・吏が配下の卒を率いて逃げれば、その将□を斬刑に処し、……三歳。軍が激戦となり大将が死亡するような状況で、□□五百以上(の職)の武官で敵と討ち死にすることもできなければ、みな斬刑に処す。また大将の側近と護衛の卒らの□□に居たものはみな斬刑とする。……一功を剥奪し、其母……三歳……軍功(の無い)者は成三歳。その死体を持ち帰れば、罪は免除する。卒が逃げ帰り、及び……軍の傷□であり、国家の大出費である。であるのに将が禁止できないのは、自軍を弱体化させる道である。名目上は軍に居ながら、実際には家に居り、……その実体と合わない。……□吏は(逃げた卒の分の)食糧を余剰とし、しかも卒自身は現実には自分の家で食糧を消費している。一人分の軍糧の名目で、二人分の出費があったならば、国内の食糧を費やし、国外で(軍糧とし

て国内の)食糧を消費し尽くし、敗退を喫し(徒勞に終わつ)てしまふ計算となる。うまく(卒が)逃げ帰るのを防ぎ、軍隊からの逃亡を禁止するのが、□兵の一勝となる。什伍に対しては連帯責任を負わせ、明其……令嚴信、戦功への報賞□□……内、(自軍の)卒の三分の一を戦死させることのできる国は、軍事力が諸侯への圧力となり、十分の一を戦死させることのできる国は……卒……。私の聞くところでは、百万人(の兵が)いたとしても、戦わなければ一人の亡骸にも劣る(程無力である)。一万人(の兵が)いても死のうとしないのであれば、百人の亡霊にもおとる(程意味がない)。【恩賞は月日のように明らかに】、四季の巡るように正確に、軍令は(刑罰に用いる)斧鉞のように厳しく、名剣のように的確(に的を射ている)にも関わらず、兵卒の任務に命を投げ出さないものがおり、これまで……ない……

篇題木牘

守法 要言 庫法 王兵 市法 守令 李法 王法 委法
田法 兵令 上扁(篇) 下扁(篇) 凡十三

〔付記〕

「銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』訳註(七)」で発表した訳註は、名古屋大学大学院文学研究科東洋史学研究室の二〇〇五・二〇〇六年度大学院演習において江村治樹教授の指導のもと、検討した成果の一部である。演習において本篇の検討を担当したのは飯田祥子・石田郷子・石田健二・仲山茂・橋本明子の五名である。公表にあたって橋本明子が整理を行った。

また本稿を作成中、『銀雀山漢墓竹簡「貳」(文物出版社、二〇一〇)』が発刊された。『貳』には、十三篇に分類されなかった関連記事が含まれている可能性がある。しかし十三篇の簡と文字の形式上(編綴二道、草書に近い字体)の特徴から見ても、『貳』中には十三篇と一致するものは少ないようである。十三篇の形式と一致したものの中で、一定のまとまりを持ったものでは「陰陽時令・占候之類」の「三十時」があったが、内容は月令に関するものであり、十三篇とは無関係と考えられる。とはいえ、『貳』の検討には十分な時間が当てられたとは言えず、未刊行の『參』の断簡と合わせて総括的な検討が必要と思われる。この点については今後の課題とすると共に、先学諸氏の御批評を請いたい。

(はしもと あきこ)